

県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務

プロポーザルの審査について

令和 8 年 6 月

岩手県

この「プロポーザルの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務」に係る委託候補者を選定するために行うプロポーザル審査の指針等について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザル審査は、県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務に関する技術的審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された「機能要件一覧表」、「技術提案書等及びプレゼンテーション」に基づいて行う。
- (2) 機能要件一覧表による評価

応募事業者から提出された機能要件一覧表は、次の「算出方法」に定めるところにより事務局が審査点を計算し、審査委員に提出する。審査委員は、各事業者の審査点を確認し、機能要件一覧表に基づく評価点として承認する。代替案により実現可能とした場合は、その代替案を必ず明記するものとする。この記載がない場合又は代機能とならないと委員会が判断した場合は、再提出を求めるものとする。

機能項目	対応可否	配点
標準対応	◎	10
カスタマイズ対応	○	10
代替案で対応	△	4
対応できない	×	0

表1 機能要件一覧表の配点表

満点	配点
1,580	70

<算出方法>

- ア 機能要件一覧表に対して、上記「表1」の配点に基づき各項目の点数を算出する。
- イ 前記アで算出した点数を満点で割り、得点取得割合を算出する。
- ウ 前記イで算出した得点取得割合に配点を掛けて得た得点を機能要件一覧表の評価点とする（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを算出）。

[例] 得点算出方法

ア 表1に基づく得点が1,150点の場合

イ 得点取得割合は、

$$1,150 \div 1,580 = 0.7278\dots$$

ウ 機能要件一覧表の評価点は、 $0.7278\dots \times 70$

$$= 50.9493\dots$$

$$= 50.95 \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入})$$

(3) 価格点による評価

ア 「構築業務に係る経費（令和8年度）」及び「運用・保守業務に係る経費（令和9年度～13年度）」の見積り額により算出する。

イ 配点は30点とする。

(4) 技術提案書等及びプレゼンテーションによる評価

ア 各審査委員は、プレゼンテーション及びヒアリングが終了した後、審査を行う。

イ 審査項目及び配点は、下記3(3)に定めるとおりとする（詳細は、別紙「審査基準詳細」のとおり）。審査委員は、技術提案書等に基づき、別紙「審査基準詳細のア～カ」により項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとの合計点（1,000点満点）を算出する。

審査委員全員の平均点を算出し、その10分の1を点数とする（小数第2位までを算出）。

(5) 総得点

上記(2)、(3)、(4)の点数を委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、上記(4)において点数が高いものを上位者とする。さらに、上記(4)において点数が同じ場合には、上記(3)において点数が高いものを上位者とする。

上記(2)、(3)、(4)においてすべて同じ場合には、委員会の合議により総合順位を決定する。

(6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において技術提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

3 審査項目及び配点

(1) 機能要件一覧表による審査の配点は70点満点とし、算出方法は上記2(2)のとおりとする。

(2) 価格点による審査の配点は30点満点とし、算出方法は上記2(3)のとおりとする。

(3) 技術提案書等及びプレゼンテーションによる審査の配点は、100点満点とし、算出方法は上記2(4)のとおりとする。

(4) 技術提案書等及びプレゼンテーションの配点は別紙「審査基準詳細のア～カ」のとおりとする。

4 委託候補者決定方法

見積価格が予算額の範囲内であり、かつ、上記2による最高順位のことを契約候補者とする。